

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応についてお知らせ

令和7年8月吉日

お客さま各位

平素より東栄信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、政府は、令和8年度末(2027年3月末)までに紙の手形・小切手を廃止し、全面的に電子化することを目指しており、これを受けて全国銀行協会においても「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」にもとづく取組みが進められています。

こうした背景を受け、当金庫では手形・小切手の取扱いに関し下記の対応を実施いたします。

記

1. 令和9年(2027年)4月以降を期日とする手形等の取立受付終了

令和7年(2025年)4月より、令和9年4月以降を期日とする手形（先日付の小切手を含む）について代金取立手形の受付は終了しています。

2. 手形及び小切手の発行停止

令和8年(2026年)3月31日(火)をもちまして、当座預金をご契約の全てのお客さまに對しまして、手形及び小切手の発行を停止させていただきます。

※お支払いや、現金のお引出しなど各種お取引につきましては、インターネットバンキング、でんさい、当座預金キャッシュカードなどをご利用ください。

3. 手形・小切手の振出最終期限について

令和8年(2026年)9月30日(水)を振出の最終期限日とさせていただきます。

振出最終期限を過ぎてから振出された手形・小切手のお支払いはできません。

4. 未使用手形・小切手の買戻開始

令和8年(2026年)9月30日(水)振出最終期限日とさせていただいたことに伴いまして、お客様のお手元にある、ご利用の予定の無い未使用の手形・小切手の買戻しを受付けます。

受付期間：令和7年(2025年)9月1日(月)～令和8年3月31日(火)

買戻対象：令和1年(2019年)10月～令和7年9月30日(火)に発行された

手形・小切手(発行元が当金庫)を買戻しの対象とさせていただきます。

以上